○平成十九年総務省告示第六百四十号（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十四条の規定により読み替えて適用される端末機器の技術基準適合認定等に関する規則様式第七号の規定に基づき端末機器に付する文字等を定める件）

（平成十九年十一月二十日）

（総務省告示第六百四十号）

改正　平成二三年　五月一〇日総務省告示第一七四号
同　二三年　九月一三日同　第四一六号
同　二五年　五月一〇日同　第二一六号
同　二九年　六月　一日同　第一八九号
同　二九年　七月二六日同　第一一八号
令和　一年一一月　八日同　第二三六号
同　二年　七月　九日同　第二〇九号
同　三年　一月　八日同　第　三号
同　三年　二月一八日同　第　四七号
同　三年　三月一〇日同　第　九〇号
同　三年　四月二〇日同　第一六二号
同　三年一一月三〇日同　第二九三号
同　五年　五月二二日同　第一九四号
同　五年　五月三〇日同　第一九八号
同　六年　一月一六日同　第　九号
同　六年　六月一〇日同　第一八三号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省・経済産業省令第三号）第十四条の規定により読み替えて適用される端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）様式第七号の規定に基づき、端末機器に付する文字等を次のように定める。

なお、平成十五年総務省告示第二百九十六号（特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律に基づく表示等に関する省令第一条第三項の規定に基づき端末機器に付する文字等を定める件）は、廃止する。

次の第一号から第三号までに掲げる端末機器に付する文字等の表示については、その各号列記の順に行うものとする。

一　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十二条第一項の総務省令で定める技術基準に適合している旨の認定又は当該技術基準に適合しているものとしてその設計（当該設計に合致することの確認の方法を含む。）について認証を受けようする者から登録外国適合性評価機関に、当該認定又は認証の求めがあった年（西暦年数の十位以下の数字で二桁）

二　当該年において登録外国適合性評価機関に前号の認定又は認証の求めがあった場合の当該求めの通し番号（四桁）

三　登録外国適合性評価機関の区別（三桁）

登録外国適合性評価機関	区別
Kiwa Nederland B.V.	201
cetecom advanced GmbH	202
PHOENIX TESTLAB GmbH	204
Element Materials Technology Warwick Ltd	205
Bureau Veritas Consumer Products Services, Inc.	208
MiCOM Labs	210
Bay Area Compliance Laboratories Corp.	211
Timco Engineering, Inc.	217
KL-Certification GmbH	219